

2. 事業の目的と概要	
(1) 上位目標	エルサレム県の4村の学校内外における課外教育活動を、学校と連携した活動を通じ、普及・充実させることで、子ども・青少年の社会的成長に寄与する。
(2) 事業の必要性(背景)	<p>事業地(アルザリア村、アブデイス村、アルサワフラ村、シェイケサッド村)は、エルサレムに隣接していることから、分離壁によるエルサレムからの隔離、西岸地区最大規模の入植地の建設と軍拠点の配置、建物や道路の建設制限、エリアC¹指定による域内でのパレスチナ政府の権限の弱体化など、イスラエルの占領政策が市民生活に強く影響を与えている。</p> <p>例えば、事業地を含めイスラエル入植者の増加に伴い、西岸地区だけで毎年500戸を超えるパレスチナ人の住居が破壊されている。子どもにとっては生まれ育った自分の家、親世代にとっては代々築き上げてきた財産が、理由も抵抗するすべもなく、目の前で破壊されていく怒りと無力感は想像を絶するものである。一方で、占領による地域経済の落ち込みから、皮肉にも、この入植地にあるイスラエル系企業で働かざるを得ない住民(多くは高等教育修了者)もいる。加えて、日常的にイスラエル兵による嫌がらせや辱めが発生しており、こういった環境に生きる地域住民の精神的負担は計り知れない。</p> <p>一方、2013年に始まった和平交渉はとん挫し、2014年のガザ攻撃開始に対する当初の国際社会の沈黙、また停戦後も変わらずイスラエルにより過去最大規模の入植地の拡大が宣言されるなど、結局は変わらない現実、むしろ厳しさを増す占領下の生活に対し、人々の疲弊感、また国際社会に対する失望感が高まっている。2014年3月のパレスチナ全域に対する調査では、5年以内にパレスチナ国家の独立が実現する可能性に対し7割が「まったくない」か「低い」と回答している(Palestinian Center for Policy and Surveyより)。</p> <p><u>事業地の子ども・青少年の状況</u></p> <p>こうした中、事業地でも住民とイスラエル兵との衝突が増加の一途をたどっており、子ども・青少年へも直接的な影響を与えている。夜間のイスラエル兵による家宅捜索や、直接撃たれ負傷する子ども、また学校内に催涙弾が撃ち込まれる事態も発生しており、結果、当地では身近で起きる住民とイスラエル兵との衝突に泣き止まない子ども、恒常的な警戒心や緊張を示す、常に落ち着きがない、他人と協調できず攻撃的な態度や心を閉ざす年少者が確認されている。また、イスラエル兵に対し、投石など直接的な行動を起こす年長者が見られる。占領下におけるこういった行動は、そのままイスラエル</p>

¹ 1994年のオスロ合意に基づき、パレスチナは3つのエリアに分かれている。エリアA:パレスチナ政府が軍事・行政双方の権限を保持。エリアB:パレスチナ政府が行政権限のみ保持。パレスチナとイスラエル双方が軍事権限を保持。エリアC:イスラエルの戦略的重要地域。イスラエルが軍事・行政の双方の権限を保持

兵による逮捕や抑留につながり、結果的に学業についていけず退学、その後の社会復帰が困難になる²ケースが地域で問題視されている。

こういった占領下における学習環境の悪化や、子ども・青少年に見られる精神的な負担・暴力的な行動の発生に対し、パレスチナ教育省も危機感を募らせており、課外活動を充実させることで、子どもの精神的な落ち着きや社会性の向上などの効果をめざしている³。具体的には、特に6歳～12歳の年少者を対象に、音楽や美術など自分の感情を表現する場を課外活動として学校教育に取り入れることで、子どもの精神面（Well-being）に働きかける活動の充実を目指している。しかし、まだ新しい取組であり、現場の資金・人材不足から基礎科目以外の充実まで手が回っていない状況である。また、12歳以上の年長者についても、放課後のクラブ活動の充実や、前述の事情などから退学に至った若者の再教育施設の開設が計画されているものの⁴、事業地にはこういった施設は存在しない。加えて当事業地には、通常の学業について行くのが難しい青少年の受入先となる職業訓練校が1校しかない状況であり、年長者の将来の選択肢は著しく限られている。

結果、前述のような鬱屈した占領下という環境の中、事業地の子ども・青少年は、唯一の社会である学校においても、自身を表現したり、他人と共同作業を行う機会はなく、座学中心の詰め込み型の授業のみ与えられている状況である。また、年長者に至っては、退学というリスクがある一方で、通常の学業から外れた場合の受け皿が当事業地にはほぼ無い状況である。退学した年長者は、イスラエルに密入国しての非正規労働やパレスチナ内での単純労働以外に生きる道がなく、そのまま投石や過激行動に関わる例が多い。

よって当事業では、後述の前事業の教訓を土台に、年少者と年長者に対し、自己表現の場、他人と協働する場（居場所）、また健全に社会と関わっていく機会を、学校や教育省との連携の下、課外教育を通し提供することで、この層の社会的成長に寄与していく。

近年、パレスチナが国連のオブザーバー国家として認められるなど国際社会においても同地域の状況に対する改善の兆しが見えている。一方で、社会に広がる絶望感・失望感等によるパレスチナ側からの武力抵抗が、逆にイスラエルの占領政策に対し正当性を与えているということも指摘されている。**当事業は、拡大し続ける入植地や地域での衝突の増加をはじめ状況の悪化が続く事業地において、放置をすれば暴力や過激な行動へ走りかねない子ども・青少年を含めて課外教育を通して先手を打ち、社会の若年層へ働きかけていく**

² 2013年のパレスチナにおける逮捕者の75%が30歳未満、24%が18歳未満の若者（Ministry of Prisoners 統計より）。占領下のためイスラエル軍法が適用され満12歳以上から刑務所への収監を含む刑事責任を負う。

³ “Student activities are an important complement to the educational experience as it furthers well-being and provides an important social, physical, creative, and cultural outlet for children.” パレスチナ教育省 2014年～2019年計画より

⁴ 教育省は、学力不振者や年長者における高い退学率等への対応として、他省庁との連携に基づく12歳から18歳の青少年向けの再教育施設の充実を目指している。教育省 2014年～2019年計画より

	<p>事業地唯一の事業である。 占領下という不平な状況を強いられる厳しい状況の中で、今後の社会を作っていく子ども・若者が過激な行動に走らず、国際的な支援による教育を通し、暴力以外の方法で自己表現をする機会を持ち、さらには地域や国際社会と関わる場を持っていくことは、地道だがひいては和平へつながるために求められている取組みと言える。</p> <p><u>前事業の成果と新規事業とのつながり</u>（詳細は別添参照） 当団体は 2011 年より、現地連携団体（Vision Association and Culture and Arts）と共に事業地でユースセンターを運営し、事業地の 4 歳～25 歳の子ども・青少年に対し、美術、音楽、伝統舞踊などの非公式教育と職業訓練を通し、以下のような成果を上げてきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子ども・青少年の健全な成長の促進（社会性・創造性の向上） ● 青少年のスキルの向上（自己表現能力、実務能力） <p>→ 一方で、課題として以下が明らかになった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● センター遠方に住む年少者のニーズに答えられていない ● 地域で支援が手薄になっている年長者層の受入ができていない ● 事業地を含めパレスチナ社会の緊張が高まっており、子ども・青少年に対する支援の必要性が増している <p>よって当事業では各年代別に、教育省の方針に沿い 12 歳以下の年少者に対しては学校と連携することでより広範囲に、年長者に対してはより彼らの状況・ニーズに合わせた方法で効果を届けていく。なお、同ユースセンターでは、現地連携団体が前事業から継続して職業訓練（18 歳以上の若者対象）、上級者向け非公式教育（18 歳以下対象）、また幼稚園等の独自事業を運営していく予定である。</p>
(3) 事業内容	<p>当事業では、教育省の課外教育の計画に基づき、裨益者を年少者（6 歳～12 歳）と年長者（12 歳～18 歳）に分け、①学校での課外活動の充実を通し年少者の、②ユースセンターでの課外活動の提供を通し年長者の社会的成長を図っていく。</p> <p>(ア) 学校での課外活動の実施支援（年少者対象） 地域拠点である公立学校へ専門スタッフを派遣し、音楽、芸術、伝統舞踊⁵の活動を、学校の課外教育の中で提供していくことで、より多くの年少者のニーズに答えていく。また課外教育の充実がパレスチナ教育省にとって新しい取組であることを考慮し、事業地における課外活動に対する理解の普及と、対象校の実施能力の向上へも取り組むと共に、事業を通じて課外教育実施事例の蓄積およびその成果について教育省への共有を図っていく。</p> <p><u>活動内容</u> 【第 1～3 期共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①課外活動イベントの企画・実施 ②授業内での音楽・芸術授業の実施支援

⁵科目は自己表現ができるツール、また教育省の計画を考慮し、音楽、芸術および伝統舞踊（イベント、放課後活動を中心に提供）を設定。また、学校での活動に際しては、教育省との連携が強く求められる。特に講師選定に関しては教育省が求める基準を満たす質を持った人材を雇用する他、適宜研修を行っていく。

③放課後のクラブ活動や特別授業等の提供

活動対象校

対象校はメイン対象校、サブ対象校に分け段階的に課外教育の普及を行っていく。

- メイン対象校：上記①～③全ての活動を実施。また、①のイベントも、授業内でイベント実施に向けた練習時間を設けるなど包括的な協力体制を築くことで、より教育効果の高い実施を促していく。
- サブ対象校：上記①の活動を中心に実施。イベントの補助などを中心とした連携を行い、次期以降にメイン対象校とできるよう、協力関係の構築に努める。

【第 2 期、3 期の計画】

第 1 期の実績を受け、第 2 期、3 期ではさらに対象校を増やすとともに、事業の持続発展性を意識した取り組みを一層進めていく。

- 対象校の拡大により、より多くの年少者へ課外活動を届けるとともに、事業地全体において課外教育の効果に対する理解を広める。
- 学校自体の課外活動実施能力の強化（技術移転、課外活動モデルケースの共有、スタッフ向け研修への教員の参加など）。
- 課外活動のモデルケース化と実施事例報告書の作成、学校および教育省への共有。

（イ）ユースセンターにおける課外活動の実施（年長者対象）

現状、学業以外のスキル向上や社会と関わる機会の限られている年長者に対し、放課後にユースセンターにてワークショップ形式で課外活動を実施し、友人や講師と交流する場を持ち、自己表現スキルや社会への情報発信能力を身に付け、それを基に地域や国際社会と関わっていく場を提供する。また、年長者のニーズ・関心に合ったコース提供や、受講者同士の交流を促進することで、若者が気軽に訪れ、他者と共に過ごすことができる居場所の形成を行う。学びの成果は、保護者や地域住民を招待した成果発表会等で披露し、事業地における課外活動への理解の拡大を図るとともに、年長者が学業以外の面で評価を受ける機会としていく。

活動内容**【第 1～3 期共通】**

各事業期間を通じ年間 15～20 回のワークショップを実施（1 回の想定受講者数 10～15 名）。ワークショップの内容は、年長者のニーズや関心に合わせ調整を行う。

①工作分野ワークショップ

人形制作、木工、地域から募ったりサイクル資材による工作を予定。縫製やデザインなどのスキルを学び、地域へ成果を発表することで年長者が学業以外での評価を受け、多様な価値観を持つ契機とする。

②メディア・コンピューター技術ワークショップ

ウェブサイト構築、デザイン分野を予定。事業専用のウェブサイト

	<p>を構築し、受講生を中心とした更新体制を整え、地域や海外へ情報発信を行うことで、自己表現をし地域や国際社会と関わる場を提供していく。</p> <p>【第 2 期、3 期の計画】</p> <p>1 期の活動に加え、SNS 等を通じた受講生・修了生の組織化や、応用コースの設置による継続受講を促すことで、年長者自身によるウェブサイト運営や一部授業の実施を促していく。また、保護者や地域住民の活動に対する理解を深めることで、年長者の課外活動に対する参加をうながす。事業の継続性をねらい、連携団体自身によるコース運営や海外ボランティア獲得へ向けた取組みを進めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 受講生の組織化とウェブサイト運営、一部事業の実施 ● 成果発表会を通じた保護者・地域からの理解の促進 ● 事業で作成したサイトを通じた情報発信、海外からの助成金や海外ボランティア獲得による連携団体によるコースの実施 ● 応用コースの設置を通じた質の高い成果物の作成
(4) 持続発展性	<p>事業期間を通し、持続発展性のため以下の体制整備を進めていく。</p> <p>(ア) 学校での課外活動の実施支援</p> <p>学校教員と連携して課外活動を実施していくことを通じ、地域の学校自身による課外教育の実施能力の向上を目指す。また、教育省に対し、事業を通じ蓄積した課外教育の実施事例を報告していくことで、今後の課外教育充実へ向けた情報提供を行う。</p> <p><u>対象校自体の課外教育実施能力の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 対象校が課外教育の効果に対する理解と実施ノウハウを持ち、単体で課外活動を実施できる体制が整う。 <p><u>地域住民や保護者の課外教育に対する理解の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保護者の間で課外教育の効果に対する理解が広まる。 <p><u>課外教育実施事例の蓄積と教育省への共有</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業を通じ課外教育の実施事例が蓄積され、課外教育実施報告書として教育省へ共有される。 <p>(イ) ユースセンターにおける課外活動の実施</p> <p>運営資金の調達先の多様化とボランティア・受講生の参加を通じた継続的運営体制の構築を目指す。</p> <p><u>活動資金調達手段の多様化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● コースの質の改善と地域での評価の確立に努め、参加料を徴収できる体制を構築 ● 現地連携団体の助成金獲得活動による独自コースなどの開設 ● 応用コースにより高いスキルを身に付けた受講生による情報発信を通じ国内外における活動への関心を高める。 <p><u>ボランティア・受講生の参加を通じた継続的運営体制の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 海外ボランティア講師によるコースが開設される ● 青少年を中心にしたウェブ運営体制の構築 ● 技能を高めた青少年による初級コースの提供 <p>(ウ) 現地連携団体の独自事業の運営支援</p> <p>前事業で実施した職業訓練などを含む現地連携団体の事業運営へのアドバイスや資金調達体制へのアドバイスを通じ、現地連携団体の</p>

	組織能力を強化することで事業後も地域の子ども・青少年に対し教育支援が継続できる体制を目指す。
(5) 期待される成果と成果を測る指標	<p>(ア) 学校での課外活動の実施支援</p> <p>【期待される成果】</p> <p>当活動により、以下の規模の年少者へ課外活動を提供することが可能となる(延べ7400人):</p> <p><u>直接裨益者</u></p> <p>第1期: 対象校⁶10校(メイン対象校3校、サブ対象校7校) 6歳~12歳までの青少年2000人</p> <p>第2期: 対象校12校(メイン5校、サブ7校) 6歳~12歳までの青少年2400人</p> <p>第3期: 対象校15校(メイン6校、サブ9校) 6歳~12歳までの青少年3000人</p> <p><u>間接裨益者</u></p> <p>活動対象校の教師、参加者の保護者、地域住民⁷</p> <p>上記に加え、メイン対象校においては音楽・芸術授業の実施支援および放課後のクラブ活動や特別授業等の提供が行われる(後述の【指標】参照)</p> <p>その結果、メイン対象校の年少者自身に以下の変化が見られる:</p> <p>【第1~3期共通】</p> <p>1-1 公立学校内外での課外活動の普及により、年少者が現状の通常授業では提供できていない自己表現の場や他者と共同で作業を行う機会を持つことで、精神的な安定と、社会的能力(自己表現力、チームワーク、協調性等)を得る。基礎科目以外を提供することにより学習意欲の向上が見られる。</p> <p>また、事業地において持続発展へむけ以下の変化がもたらされる:</p> <p>【第1~3期共通】</p> <p>1-2 保護者の課外活動の効果に対する理解が深まることで、年少者がこういった活動へ参加しやすい土台が作られる。</p> <p>1-3 対象校の教員と連携し課外活動を実施することで、教員の課外教育の効果と実施ノウハウに関する理解が深まる。</p> <p>【第2~3期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 対象校数の拡大により、より多くの年少者、保護者、学校に対し、上記の効果(1-1, 1-2, 1-3)が届けられる。 ● 継続し対象校となった学校において、学校単体での課外活動実施能力が高まる。 ● 課外活動のモデルケース化、実施事例報告書の学校間の共有により、課外教育の効果とノウハウが広まる。 ● 事業を通じ蓄積した課外教育の実施事例を報告していくことで、教育省が今後の課外教育充実へ向けた参考情報を得る。 <p>【指標】</p>

⁶ 事業地の1校あたり平均生徒数200名

⁷ 各村人口: アルゼリア村17,606名、アブディス村9,721名、アルサワフラ村:5229名、シェイケサッド村:1,757名

1-1. メイン対象校での課外活動の効果 :

- ・ 課外活動を実施したメイン対象校 (1 期 : 3 校、生徒約 600 名) の 8 割の教員が、当事業による介入の事前・事後で、子どもたちの授業内での落ち着きや、学習意欲の向上、他者との協調性の向上を実感する。
- ・ 課外教育の効果により変化の見られた子どもの事例が確認できる。

1-2. 年少者の課外活動への理解の普及 :

メイン対象校で課外活動を受けた年少者の保護者に対するアンケートで、8 割が課外活動に継続して参加させたいと回答する。

1-3. 学校と連携した課外活動の実施と理解の促進 :

対象校全校にて ;

①対象校と連携の下、以下の回数の課外活動イベントが実施される。

- ・ 第 1 期 : 16 回 (メイン校 3 校 × 3 回、サブ校 7 校 × 1 回)
- ・ 第 2 期 : 22 回 (メイン校 5 校 × 3 回、サブ校 7 校 × 1 回)
- ・ 第 3 期 : 21 回 (メイン校 6 校 × 2 回、サブ校 9 校 × 1 回)

メイン対象校にて ;

②授業内での音楽・芸術授業の実施支援

・ 現在は音楽の授業は一切無く限られた規模で美術のみ実施されている公立学校にて、事業スタッフのサポートのもとメイン対象校において各 1 学級 (計 3 学級) で、担任教員により音楽もしくは美術の授業が実施される。

③放課後のクラブ活動や特別授業等の提供

・ 現在は放課後の課外活動がほぼ実施されていない公立学校にて、事業スタッフのサポートのもとメイン対象校 3 校合計で 10 回以上、放課後のクラブ活動もしくは特別授業が行われる。

⇒①～③の活動の結果、メイン対象校への聞き取り調査にて、8 割以上の教員が、子どもの落ち着きや他者と関わる態度に良い変化を認め、課外活動への理解を深めたことが確認できる。

【第 2～3 期指標】

上記に加え、複数の学校による共同イベントの実施数、モデルケース化されたイベントの他校における実施実績、教育省へ年間を通した報告書の提出等。

(イ) ユースセンターにおける課外活動の実施

【期待される成果】

当活動により、以下の人数の年長者へ課外教育を提供する事が可能となる (延べ 500 名) :

直接裨益者

第 1 期 : 12 歳から 18 歳までの青少年 150 人

第 2 期 : 12 歳から 18 歳までの青少年 150 人

第 3 期 : 12 歳から 18 歳までの青少年 200 人

年間 15～20 回のワークショップを実施 (1 回あたり想定 10～15 名)。

間接裨益者

参加者の保護者、地域住民

その結果、年長者自身に以下の変化が見られる：

2-1. 現状、学業以外のスキル向上や社会と関わる機会の限られている年長者が、各種ワークショップへの参加を通じ、友人や講師と交流する場を持ち、自己表現スキルや社会への情報発信能力を身に付け、それを基に地域や国際社会と関わっていくことで、協調性や自己表現スキル、社会性を身に付ける。また学業以外の活動で評価を受けることで自己肯定感を得る。

また、事業地において持続発展へむけ以下の変化がもたらされる：

2-2. 成果発表会の実施を重ねることで、保護者や地域住民の課外活動への理解が深まり、年長者が通常の学業以外の面で評価を受け、課外活動へ参加しやすくなる土台ができる。

【第 2～3 期】

- 受講生を組織化することで、年長者自身によるウェブサイト運営・管理や、一部授業の提供が行われる。
- 連携団体自身や海外ボランティアによりワークショップが行われることで、運営面の持続継続性へつなげる。
- 応用コースの設置により年長者がより高いスキルを身に付け成果物を発信することで国内外における活動への関心を高める。

【指標】**2-1 年長者に対するワークショップの効果**

・ワークショップを通じ計 500 名（内訳：第 1 期：150 人，第 2 期：150 人，第 3 期：200 人）の年長者が自己表現スキルと社会への発信能力を向上させる。（卒業制作や実技試験等を通じてスキル達成度を評価する）

・ワークショップを通じた受講生の社会性の向上：受講生自身による身に付いたスキルや自身の変化についての振り返りレポートや、講師・スタッフによる観察を通じ、8 割の受講生の社会性の向上（精神的な落ち着き、暴力的な行動の減少、他者との関わりの向上、地域や海外への自己表現能力の向上など）が確認される。

2-2 年長者に対する課外活動への理解の普及：

・年長者の課外活動への理解の浸透：受講生の保護者の 7 割が、アンケートで子どもに社会性の向上や精神的な落ち着き、スキルの向上を認識し、今後も活動に参加させたいと回答する。ユースセンターでの成果発表会への保護者や地域住民の参加が 500 名以上ある。

【第 2～3 期の指標】

上記に加え、基礎コースから継続して応用コースを受講する年長者数、受講生や修了生によるウェブサイト更新や授業実施実績、助成金や海外ボランティアによるワークショップ実施回数等。